

議案第三十一号

三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例案

右提出する。

平成二十二年十一月二十五日

三重県知事 野呂昭彦

三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例

目次

前文

第一章 総則（第一条―第八条）

第二章 基本計画（第九条）

第三章 食を担う農業及び農村の活性化に関する基本的施策

第一節 安全・安心な農産物の安定的な生産及び供給の確保（第十条―第十四条）

第二節 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立（第十五条―第十七条）

第三節 地域の特性を生かした農村の振興（第十八条―第二十条）

第四節 農業及び農村を起点とした新たな価値の創出（第二十一条―第二十三条）

第四章 地域の特性を生かした食を担う農業及び農村の活性化に向けた支援（第二十四

条）

附則

三重県は、山から海へと至る複雑な地勢と四季の変化に富んだ自然を有している。三重県の農業及び農村は、このような環境に適応し、営農上の困難を克服しながら、農産物を供給するとともに、その営みを通じて、県土の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能を発揮してきた。また、「食」に関する意識の高まりとともに、安全・安心な農産物の安定的な供給等が求められており、農業及び農村の果たすべき役割はより重要なものとなってきている。

しかしながら、農村における高齢化、過疎化等に伴い増加しつつある遊休農地は、豊かな田園景観を脅かし、三重県の農村を変貌（まへ）させるおそれがある。また、農産物の価格の低迷は、農業者等の生産意欲の減退を招き、農産物の供給が不安定になることが懸念される。こうした見過ごすことができない状況に対処するため、三重県の農業及び農村の一層の活性化を図ることが差し迫った課題となっている。

県民がゆとりと豊かさを実感できる生活を営む上では、三重県の農業及び農村が、持続可能な農業構造を確立し、安全・安心な農産物を安定的に供給し、多面的機能を適切かつ十分に発揮するとともに、県民の多様化する期待にこたえる新たな価値を創出するための商品の開発、需要の開拓等に取り組んでいく必要がある。

このような考え方に立って、多様な主体が協働して、農業及び農村の様々な資源を地域の特性を生かして活用すること等によりその活性化を推進し、県民の多様化する期待にこたえる活力ある農業及び農村を構築するため、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに県の責務、農業者等の役割等を

明らかにすることにより、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等を総合的かつ計画的に推進し、もって県民生活の安定向上及び地域経済の健全な発展を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 多面的機能 県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能をいう。
- 二 農業者等 農業者及び農業に関する団体をいう。
- 三 食品産業事業者 食品に係る製造、流通その他食品に関する役務の提供を行う事業者をいう。

四 地産地消 地域の需要に応じた農産物を当該地域で生産すること及び地域で生産された農産物を当該地域において消費し、又は利用することをいう。

五 安全・安心農業生産 農産物の安全性及びその安全性に対する信頼の確保を図るための生産管理の下にあり、農業の自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。）が維持増進される農業生産活動をいう。

(基本理念)

第三条 食を担う農業及び農村の活性化は、県民がゆとりと豊かさを実感できる生活を営む上で、食に対する県民の多様化する期待にこたえとともに、将来にわたって農業が持続的に営まれることが重要であることにかんがみ、次に掲げる事項が行われることを基本としなければならない。

- 一 農産物については、その安全性が確保され、及び安心して安定的に消費できることが県民の健全な食生活の基礎であることにかんがみ、需要に応じた安定的な生産及び安全・安心が確保されることにより、将来にわたって、安定的な供給が行われること。
- 二 農業については、県民から求められる農産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、創意工夫を生かした多様な農業経営が確立され、及び必要な農地、農業用水その他の農業資源が確保されることにより、その持続的な発展が図られること。
- 三 農村については、農業者を含めた地域住民の生活の場であるとともに、農業の持続的な発展の基盤であることにかんがみ、農産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、生活環境の整備及び地域の特性を生かした活力の向上により、その振興が図られること。

四 農業及び農村の新たな価値の創出については、県民の多様化する期待にこたえる価値を新たに創出し、及び提供していくことが重要であることにかんがみ、県民と農業者等の相互理解の促進を図りつつ、農業及び農村が有する資源を有効に活用することにより、その促進が図られること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等を策定し、及びこれを総合的かつ計画的に実

施する責務を有する。

2 県は、農業者等の意欲の増進を図りつつ、その主体的な取組を助長することを旨として、前項の施策等を講ずるものとする。

3 県は、第一項の施策等の実施に当たっては、市町、農業者等、食品産業事業者その他関係者と連携し、及び協働するものとする。

(農業者等の役割)

第五条 農業者等は、基本理念にのっとり、食を担う農業及び農村の活性化に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 農業者等は、前項の取組を行うに当たっては、県、市町、食品産業事業者その他関係者との連携協力を努めるものとする。

3 農業者等は、農業生産及びこれに関連する活動を行うに当たっては、安全・安心農業生産に取り組むよう努めるものとする。

(県民の参加等)

第六条 県民は、食に関する知識並びに農業及び農村の果たす役割についての理解を深めるため、食を担う農業及び農村の活性化に関する活動への参加等に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第七条 県は、農業者等の主体的な取組の助長並びに市町、農業者等、食品産業事業者その他関係者との円滑な連携及び協働を図り、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等を総合的かつ計画的に推進するための体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第八条 県は、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本計画

第九条 知事は、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食を担う農業及び農村の活性化に関する基本的な方針及び主要な目標

二 食を担う農業及び農村の活性化に関する基本的施策

三 地域の特性を生かした食を担う農業及び農村の活性化に向けた支援に関する措置その他の必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ広く県民の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 知事は、毎年一回、基本計画に基づく施策等の実施状況について公表しなければならない。

6 知事は、農業及び農村をめぐる情勢の変化を勘案し、おおむね五年ごとに、基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

7 第三項及び第四項の規定は、基本計画の基本的な方針及び主要な目標の変更について準用する。

第三章 食を担う農業及び農村の活性化に関する基本的施策

第一節 安全・安心な農産物の安定的な生産及び供給の確保

(水田の最適な利用)

第十条 県は、水田の最適な利用を図るため、稲、小麦、大豆その他農作物の需要に応じた生産及び供給の促進、生産性の向上の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

(園芸作物等の産地の形成)

第十一条 県は、園芸作物等の産地の形成を図るため、需要に応じた生産及び供給の促進、新品種及び優良品種に関する情報の提供、品質の向上の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

(畜産の健全な発展)

第十二条 県は、畜産の健全な発展を図るため、需要に応じた生産及び供給の促進、家畜衛生の向上、畜産物の流通体制の整備、家畜排せつ物の利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

(安全・安心農業生産の取組の促進)

第十三条 県は、安全・安心農業生産の取組を促進するため、安全・安心農業生産に関する技術の普及その他必要な施策を講ずるものとする。

(農産物の安全・安心の確保)

第十四条 県は、農産物の安全性及びその安全性に対する信頼を確保するため、生産、加工及び流通の各過程における安全管理の定着及び高度化の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

第二節 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立

(多様な農業経営の確立)

第十五条 県は、経営意欲及び経営能力を有する農業者等の育成及び確保を図るため、農業経営の安定化、規模の拡大及び効率化の促進、創意工夫を生かした経営の複合化及び多角化の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、経営意欲を有する者の就農及び経営能力を有する者の農業への参入を促進するため、農業の技術及び経営方法の習得機会の提供、農地に関する情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(技術及び知識の向上)

第十六条 県は、農業生産の振興に資する技術及び知識の向上を図るため、研究開発の推進、大学及び民間等との連携の強化その他必要な施策を講ずるとともに、それらの成果の普及に努めるものとする。

(農地の有効利用等)

第十七条 県は、農業生産に必要な農地の確保及び有効利用を図るため、農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保、農地の利用の集積、遊休農地の利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、良好な営農条件を備えた農地、農業用水その他の農業資源を確保するため、生産基盤の機能の維持及び向上に資する計画的な整備の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

第三節 地域の特性を生かした農村の振興

(農村の総合的な振興)

第十八条 県は、農村の総合的な振興を図るため、生活環境の計画的な整備の推進、農業者等が行う地域の特性を生かした活動の促進、都市と農村との間の交流の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

(多面的機能の發揮及び中山間地域等の振興)

第十九条 県は、農業及び農村の有する多面的機能が適切かつ十分に發揮されるよう、農地、農業用水その他の農業資源の適切な管理の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、中山間地域等(山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域をいう。)における適切な農業生産活動が継続的に行われるよう、農業の生産条件に関する不利を補正するための施策その他必要な施策を講ずるものとする。

(野生鳥獣による被害の防止)

第二十条 県は、野生鳥獣による農産物の被害の防止を図るため、被害の防止に関する知識及び経験を有する人材の育成、野生鳥獣の習性等を踏まえた被害防止策の開発及び普及、被害の原因となつてゐる野生鳥獣の適正な捕獲等の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

第四節 農業及び農村を起点とした新たな価値の創出

(新たな価値の創出を図るための取組の促進)

第二十一条 県は、農業者等による農業及び農村の資源を有効に活用して行う新たな価値の創出を図るため、農業者等が行う次に掲げる取組の促進に関して必要な施策を講ずるものとする。

一 食品産業事業者その他関係者と連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して、商品の開発、生産若しくは需要の開拓又は役務の開発、提供若しくは需要の開拓(次号において「商品の開発等」という。)を行う取組

二 農産物の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動による商品の開発等を行う取組

三 消費者と直接的なつながりを持つことによる農産物若しくは商品の生産若しくは需要の開拓又は役務の開発、提供若しくは需要の開拓を行う取組

四 農業生産の現場、農産物、農村の景観その他地域の農業及び農村に係る観光資源の特徴を活用して、役務の開発、提供又は需要の開拓を行う取組

五 自ら又は食品産業事業者その他関係者と共同して農産物又はその加工品を輸出する取組

六 前各号に掲げるもののほか、農業及び農村の資源を有効に活用して行う新たな価値の創出を図るために必要な取組

(認証制度等の推進)

第二十二条 県は、農業者等による農業及び農村の資源を有効に活用して行う新たな価値の創出を図るための取組を定着させるため、県内で生産された農産物又はその加工品の認証制度等を推進する次に掲げる施策を講ずるものとする。

一 特に優れた品質の農産物又はその加工品の周知を図り、三重県の知名度の向上を図る施策

- 二 安全・安心農業生産の下で生産され、かつ、知事が定める基準を満たした農産物の周知を図る施策
 - 三 食品産業事業者と連携し、県民が県内で生産された農産物又はその加工品に触れ、及び親しむ機会の拡大を図ること等により地産地消を一層推進する施策
 - 四 前三号に掲げるもののほか、農業及び農村の資源を有効に活用して行う新たな価値の創出を図るための取組を定着させるために必要な施策
(食育を通じた県民と農業者等の相互理解の促進)
- 第二十三条 県は、県民と農業者等の相互理解の促進を図るため、家庭、学校、保育所、地域その他の様々な場所において、食育の推進に関する活動が地域の特性を生かしつつ展開されるよう、情報及び意見の交換の促進、人材の育成その他必要な施策を講ずるものとする。
- 2 県は、県民と農業者等との間の交流の促進を図るため、農産物の生産、加工及び流通の各過程における県民に対する学習機会の確保、体験活動の促進その他必要な施策を講ずるものとする。
 - 3 県は、学校給食、事業所の食堂等において、地産地消に関する理解を促進するため、地域で生産された農産物の消費又は利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。
- 第四章 地域の特性を生かした食を担う農業及び農村の活性化に向けた支援
- 第二十四条 県は、農村地域団体(次の各号のいずれかに該当する団体をいう。以下同じ。)による農業及び農村の資源を有効に活用して行う取組を総合的かつ効果的に支援するため、当該農村地域団体が掲げる目標を達成するための計画の策定及び当該計画に基づく活動に対し、専門的知識を有する人材による技術的援助、情報の提供、助言その他必要な措置を講ずるものとする。
- 一 集落を基礎とした農業者等の組織する団体(農業者でない住民が参加するものを含み、その活動区域が農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第六条第一項の規定により指定された農業振興地域その他知事が必要と認めた地域にあるものに限る。)
 - 二 野菜生産出荷安定法(昭和四十一年法律第百三号)第四条第一項の規定により指定された野菜指定産地又は果樹農業振興特別措置法(昭和三十六年法律第十五号)第二条の三第三項の規定により果樹農業振興計画において形成に関する方針を明らかにされた広域の濃密生産団地で農産物の生産又は出荷を行う者の組織する団体
 - 三 前二号に掲げるもののほか、前二号に規定する団体に準ずるものであって知事が適当と認めたもの
- 2 県は、農村地域団体の設立に向けた農業者等の組織化を促進するため、市町その他関係者と連携し、農業者等の意欲の増進その他必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 県は、農村地域団体が行う第一項の取組を円滑かつ効果的に推進するため、市町その他関係者と連携し、必要な推進体制を整備するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに県の責務、農業者等の役割等を明らかにすることにより、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等を総合的かつ計画的に推進し、もって県民生活の安定向上及び地域経済の健全な発展を図る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

提案内容及び審査の概要

別紙2

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容
株式会社スコルチャ三重			
<p>①事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること</p> <p>1 管理運営の基本方針が県の方針と合致しているか</p> <p>2 施設の特性や業務内容を理解しているか</p> <p>3 社会的弱者(老人、障害者)への配慮等、利用者の公平・公正な利用について考慮しているか</p> <p>4 企業(団体)倫理、コンプライアンス(法令遵守)、環境配慮(環境負荷に低減に関する取組)への対応は適切か</p>	<p>① サンアリーナの機能、特性を最大限発揮し、常に利用者の立場に立った管理を行うとともに、利便性の向上を図り、利用者の意見や要望を反映して、県民サービスの質の向上に努めること。</p> <p>② 施設の設置目的、基本方針に則した管理を行い、住民の平等利用を確保すること。</p> <p>③ 企業(団体)倫理、コンプライアンス(法令遵守)の確立、グリーン購入や省エネ等環境管理の推進等に向けた取組を行うこと。</p>	250点	<p>■当社の企業理念 サンアリーナを集客交流、産業・観光活性化、地域振興の拠点とし、伊勢ならではの『もてなしの心』を持って、健康/文化交流の場として、スポーツ/文化三重の標榜と地域観光窓口として、経済活性化の基盤として、お役立ちに努め、『しあわせ連鎖』のシナジー効果を創出します。</p> <p>■管理経営の基本方針 「適正に管理する」基盤の上に、「”であいと交流”のステージを活性化することが管理経営の基本方針です ①県施策と社会的責任、②大型多目的施設の特性を最大限発揮、③公正公平で使い易いサービス、④県費負担削減とコストバランス、⑤地域との連携、地域のスポーツ・文化・経済活性化への貢献、⑥施設維持管理、安全管理、危機管理</p>
<p>②事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。</p> <p>1 利用者の安全の確保、事故防止対策は具体的で効果的なものであるか</p> <p>2 危険箇所・破損箇所・不良箇所の早期発見や適切な措置の提案がなされているか</p> <p>3 維持管理は管理基準を達成し、現在の維持管理レベルを保つものであるか</p> <p>4 施設等の維持管理が効率的で安定的に行われる取組が提案されているか</p> <p>5 緊急時・事故発生時における危機管理対応は適切な提案がなされているか</p> <p>6 緊急事態を想定した研修や訓練等の対策は適切に提案されているか</p> <p>7 個人情報保護を積極的に行うチェック体制や責任体制、職員への教育・研修方法は適切な提案がなされているか</p>	<p>① 施設等の維持管理及び修繕に関する業務 法令等を遵守し、施設等を良好に維持管理するとともに、危険及び破損箇所等の早期発見に努め、利用者の安全の確保、事故防止対策を講じること。</p> <p>② 危機管理に関する事項 災害及び事故等の不測の事態を想定した危機管理体制を整備し、危機管理マニュアルを作成して、定期的に訓練を行い、危機管理マニュアルを点検整備すること。 危険及び破損箇所の早期発見に努め、発見した場合は迅速に適切な措置を行うこと。</p>	500点	<p>■利用者の安全確保 職員の日常巡視により清掃や危険箇所の早期発見、迅速修繕等を徹底し、事故の未然防止に努めます。 万一の事故、災害に備え、危機管理マニュアル等の整備と緊急対応体制を構築するとともに職員の避難誘導訓練等を繰り返し行います。またAEDや救急備品を整備します。</p> <p>■施設、備品等の維持管理 施設維持管理基本仕様書を遵守し、専門業者との緊密な連携の下、点検の徹底と迅速な修復、適正な整備水準の維持に努めます。大型修繕課題については県のLCC(ライフサイクルコスト)による対応が適切に実施されるよう協力します。</p> <p>■環境負荷低減の取組 ゴミ分別処理、環境に優しい清掃、ペーパーレス会議等消耗品抑制、適正照明・空調、グリーン電力利用拡大等、様々な場面での具体的取組を進め、来館者への環境負荷低減の要請や啓蒙にも取り組めます。</p> <p>■個人情報保護 職員一人ひとりの行動マニュアルによる研修を実施して、日常業務でのモレ/ズレ/迷いを排除します。</p>
<p>③事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること</p> <p>1 施設の稼働率を高めるための効果的で具体的な取組が提案されているか</p> <p>2 各種コンベンションや競技会の誘致活動を積極的に展開する具体的な提案がなされているか</p> <p>3 自主事業は具体的で独創性があり、集客交流につながる内容となっているか</p> <p>4 施設の魅力を積極的にPRするための効果的で具体的な広報の取組が提案されているか</p> <p>5 飲食サービス、物販サービス等は、利用者のニーズや利便性を考慮したものになっているか</p> <p>6 利用者の意見・要望・苦情の把握及び業務への反映などサービス向上のための積極的な姿勢がみられるか</p> <p>7 他の団体との連携は具体的で効果的な提案がなされているか</p> <p>8 地域との協働の取組は具体的で効果的な提案がなされているか</p> <p>9 地域経済に貢献する具体的な提案がなされているか</p> <p>10 サービスの向上や利用者の増加に繋がる料金設定がなされているか</p> <p>11 利用の申し込みから許可までの一連の手続きがシステム化され利用者にとって使いやすなものとなっているか</p> <p>12 利用者に対し、社会的弱者への配慮や環境負荷の低減を求める内容となっているか</p> <p>13 指定管理者自らが設定した成果目標は具体的で適切な内容となっているか</p> <p>14 県が設定した成果目標が達成できる具体的で適切な方法が提案されているか</p>	<p>① サンアリーナの事業の実施に関する業務 利用者の増加及び施設稼働率の向上に努めるとともに、施設の利用促進を図るため、誘致活動を積極的に展開すること。 スポーツ、文化、国際交流、集客交流等に関する自主事業を実施し、地域団体等と協働しながら地域の豊かなコミュニケーションづくりに寄与すること。 利用者、来館者の多様な相談に応じ、寄せられた意見、要望、苦情については、管理の業務に反映または速やかに対応するとともに、利用者、来館者の満足度を調査し、満足度の向上に努めること。</p> <p>② サンアリーナの利用料金の収受等に関する業務 利用料金の収受に関する規程を整備し、利用者サービス向上の観点から指定管理者が必要と認める場合に行う、後納、減免、返還等についても規程を整備すること。</p> <p>③ サンアリーナの施設等(設備及び器具を含む)の利用の許可等に関する業務 利用の許可にあたっては、利用の申込み等から利用に許可までの手続きを、利用者にとって簡便なものにするるとともに、社会的弱者への配慮や、ゴミの量の削減等環境負荷の低減を利用者に対して求めること。</p>	800点	<p>■施設稼働率向上への取組 ○使い易い施設利用料金制度に改善しました。 ○多彩な広報手段の活用でサンアリーナをPRします。 ○直接誘致活動を活発に推進します。 ○新しい利用活性化プログラムを企画し実施します。</p> <p>■利用者サービス向上に向けた取組 ○利用者の滞在環境を改善します。 ○利用手続きの改善と公正公平な運営に徹します。 ○催事毎担当制により利用者(主催者)へ一貫したサポートを提供します。</p> <p>■自主イベントを積極的に推進 自主イベントは、これまでサンアリーナと比較的疎遠であった幅広い県民の利用機会を創出し、その中で地域との連携を深め、地域活性化に寄与する目的のもとに、今後も積極的に開催を続けます。 平成21年度では、年間32回、延べ74日の自主イベントを開催し、37,800人(年間総利用者数の10.5%)の利用者を迎えています。</p> <p>■新たに『サンアリーナ活用懇談会』を発足 従来からの各行政、企業、地域団体との連携活動を一層促進するとともに、今後は県、近隣市、地域企業、地域団体、利用者から選定する。 メンバーにより『サンアリーナ活用懇談会』を発足し、より楽しい賑やかなサンアリーナを目指してアドバイスや提案を求めます。</p>

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容	
株式会社スコルチャ三重				
④事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の削減を図るものであること 1 収入、支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか 2 提案された事業が十分実施できる計画となっているか 3 実効性がありかつ創意工夫がある経費の効率化方策が提案されているか 4 県費負担額の軽減につながっているか	施設の効用を最大限発揮するとともに、効果的・効率的な運営を行い経費の削減に努めること。	300点	■指定管理料(県費)の低減・・・県費を削減し、県費を活かす 現5か年の指定管理料は、それ以前3か年(平成15年度～17年度)に対して年度平均31.1%の県費削減を実現しています。新5か年では更に累計3.2%、32百万円の県費削減をしながら、サンアリーナの一層のサービス性向上と活性化を実現します。 ■施設利用料収入と3大経費 興行や集会等の大型利用の誘致を積極的に推進することと合わせ、平日の利用活性化の取組みを背景に施設利用料収入計画を積算します。3大経費である人件費、業務委託費、水光熱費の一層の削減や適正管理に努める一方、施設維持のための修繕費は漸増計画とします。	250点
⑤指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること 1 提案に沿った管理を実施するための人員の確保、組織体制及び責任体制が適切なものとなっているか 2 施設を継続的・安定的に運営できる能力があるか、又は施設経営の実績があるか 3 提案事業内容が実行できる業務内容に応じた人員配置、勤務体制となっているか 4 人材育成方針、研修計画が効率的かつ適切なものとなっているか	① 組織等に関する事項 常勤の総括責任者を配置し、効果的・効率的に管理運営できる組織体制、責任体制及び人員配置、勤務体制とすること。 ② 人材育成 サービスの向上を図るため、職員の研修を定期的に行い、公の施設の管理者として必要な人権研修、救命救急研修等を定期的に行うこと。	350点	■職員の雇用形態、勤務体制、人材育成 ハイレベルのサービス性を継続するため正社員の県内雇用を重視し、男女を問わず、自立心・向上心豊かなプロチームを目指します。 全日開館サービスのため、職員の公休取得を計画的に調整し、ムリのないバランスの取れたシフト勤務体制を維持します。 職員の勤務資質や意欲ならびに専門技能の向上を目指し、社内外の研修参加、資格取得挑戦や自己啓発を会社として積極的に支援します。	303点
総合審査結果		2200点	提案されている事業計画には、地道な提案型の誘致活動や、利用者獲得のための工夫がみられ、今後の利用の拡大と県民サービスの向上が期待できる。 また、経費削減のための具体的な方策が提案され、すで実績もあげていることから、さらなる経費削減の期待ができる。 さらに、若手職員の活用への配慮がみられ、継続的に安定した経営が期待できる。	1779点

第1順位となった団体の名称等

団体の名称等	株式会社スコルチャ三重
選定委員会の講評	提案されている事業計画には、地道な提案型の誘致活動や、利用者獲得のための工夫がみられ、今後の利用の拡大と県民サービスの向上が期待できる。 また、経費削減のための具体的な方策が提案され、すで実績もあげていることから、さらなる経費削減の期待ができる。 さらに、若手職員の活用への配慮がみられ、継続的に安定した経営が期待できる。 なお、地元に着した意見を積極的に取り入れるなど、利用者の視点に立った、よりよいサービスの提供に努められたい。